

野々市市監査公表第 22 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、野々市市長から行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 25 日

野々市市監査委員 小 松 靖 典
野々市市監査委員 早 川 彰 一

- 1 行政監査の期間 令和元年 12 月 16 日（月）から令和 2 年 5 月 25 日（月）
- 2 行政監査の結果報告書の提出年月日 令和 2 年 5 月 25 日（月）
- 3 措置通知があった年月日 令和 3 年 3 月 24 日（水）
- 4 措置を講じた部局 総務部総務課
- 5 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項）	措置の内容
保存年限を統一したうえで記載内容、記載方法について検討を行い、公用車運転日誌の配置を徹底されたい。	公用車運転日誌の保存年限を 1 年（野々市市処務規程（平成 10 年野々市町規程第 1 号）別表第 5 の第 6 種文書に該当）と定め、適切に管理します。 運転日誌の記載内容、方法は道路交通法施行規則で定められていることから現行のとおりとしますが、公用車管理システムと記載内容が一部重複することから、効率的な運用方法について検討していきます。 運転日誌はすべての公用車に配置しました。 今後とも公用車の適正な管理運用に努めてまいります。